

岐阜県公報

第千九百四十八号
平成二十年五月二十日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三七一ページ

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し

施設長の不在者投票管理者となる施設の名称の変更等

公 示

公 示

落札者等に関する公示

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定辞退

毒物劇物取扱者試験の実施

登録販売者試験の実施

公共測量の実施

開発行為の工事の完了

(税 務 課) 三七一
(保 健 医 療 課) 三七一
(同) 三七一
(業 務 水 道 課) 三七一
(同) 三七一
(用 地 課) 三七六
(建 築 指 導 課) 三七六

告 示

岐阜県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 員 (メートル)	備 考
県道	瑞浪線 大野瀬線	瑞浪市稲津町小里字五郎 ケ平四二番一地先地内 瑞浪市稲津町小里字五郎 ケ平四二番一地先から	前	三三・四 一・九五	三三・一	
		同 市同 町同 字同 四三番八地先まで	後	三三・六 三・五	三三・一	

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十年五月二十日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 指定を取り消した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
各務原市	渡公会堂	各務原市川島渡町629番地10

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の届出があり、及び指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 名称の変更

変 更 後	変 更 前
郡上市地域医療センター国保和良診療所	郡上市国保和良病院

2 指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
郡上市地域医療センター国保和良診療所	郡上市和良町沢882番地

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県買入 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦2丁目17番21号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
代表取締役社長 中村 充孝
- 6 契約金額 59,220,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 大量出力帳票印刷業務システム構築及び運用並びに印刷業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年3月10日
- 4 落札者を決定した日 平成20年4月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 宮地 正直
- 6 落札価格 41,790,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部税務課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名称	自立支援医療の種類	年指月日
なかもろクリニック	岐阜市東金室町一丁目三丁目	小児科・脳神経外科	精神通院	平成二十年五月二十日

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
そはら薬局	各務原市蘇原吉野町一丁目五二二	精神通院	平成二十年五月二十日
中部薬品 三田洞薬局	岐阜市三田洞八八九	精神通院	平成二十年五月二十日
じくろ調剤薬局 高富店	山県市高富二〇九二四	精神通院	平成二十年五月二十日

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
はーと薬局 羽島店	羽島市竹鼻町飯柄二一〇	精神通院	平成二十年五月二十日
じくろ調剤薬局	関市西本郷字笹島二二八	精神通院	平成二十年五月二十日

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。)第八条の規定により公示します。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験の日時
平成二十年八月十九日(火)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学
- 三 試験の種類
次のうちいずれか一つを選んで受験してください。
1 一般毒物劇物取扱者試験
2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
1 筆記試験
(一) 毒物及び劇物に関する法規
(二) 基礎化学
(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物の範囲とします。)
2 実地試験(筆記により実施します。)
毒物及び劇物の識別及び取扱方法(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物の範囲とします。)
- 五 出願書類
1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。)
一通
2 戸籍抄本(出願前三か月以内のもの) 一通
3 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 一枚
六 受験手数料
一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください(消印しないこと)。
七 受付期間

- 平成二十年六月二十三日(月)から七月四日(金)までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- 八 受付場所
1 県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)
2 岐阜県健康福祉部業務水道課
九 受験票の送付
受験者に対して、平成二十年八月一日(金)までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を交付します。
十 合格者の発表
合格者の受験番号を平成二十年九月十九日(金)午前十時に県庁及び県立保健所の掲示板並びにぎふポータル内の業務水道課のホームページに掲示するほか、合格者には合格証を交付します。
十一 試験結果の提供
毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
1 提供する試験結果
毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点
2 提供期間
合格発表の日から一か月間
3 提供する場所
個人情報総合窓口(県庁二階)、県立保健所の特別窓口
4 提供を受けるために必要な書類
試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。
(一) 受験票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
十二 問い合わせ先
岐阜県健康福祉部業務水道課(電話〇五八 二七二 一一一 内線二五七七)
岐阜県保健所生活衛生課(電話〇五八 三八〇 三〇〇三)
岐阜保健所本業・山県センター衛生健康課(電話〇五八 二六四 一一一 内線三五二)
西濃保健所生活衛生課(電話〇五八 七三 一一一 内線二六八)

- 西濃保健所揖斐センター衛生健康課 (電話〇五八五 三二 一五三〇)
- 関保健所生活衛生課 (電話〇五七五 三三 四〇一内線三五七)
- 関保健所郡上センター衛生健康課 (電話〇五七五 六七 一一一内線三五二)
- 中濃保健所生活衛生課 (電話〇五七四 二五 三一一内線三五二)
- 東濃保健所生活衛生課 (電話〇五七二 二三 一一一内線三六六)
- 恵那保健所生活衛生課 (電話〇五七三 二六 一一一内線二五三)
- 飛騨保健所生活衛生課 (電話〇五七七 三三 一一一内線三二二)
- 飛騨保健所下呂センター衛生健康課 (電話〇五七六 五二 三一一内線三五四)

登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第四百五号)第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第五百九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成二十年九月十七日(水)午後零時三十分から午後五時三十分まで
- 二 試験の場所
大垣市北方町五丁目五十番地 岐阜経済大学
- 三 試験科目
1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
2 人体の働きと医薬品
3 主な医薬品とその作用
4 薬事に関する法規と制度
5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類
1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。) 一通
2 戸籍抄本(出願前三か月以内のもの) 一通
3 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・

五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 一枚

4 受験資格を有することを証する書類 一通(複数ある場合には、各一通)

五 受験資格

1 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第八十七条第二項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者

4 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

5 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

6 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

7 外国の薬学校の卒業者等であつて、薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、1から3までに該当する者と同等であると認められる者

六 受験手数料

一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください(消印しないこと。)

七 受付期間

平成二十年七月一日(火)から七月三十一日(木)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

八 受付場所

- 1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）
- 2 岐阜県健康福祉部業務水道課
- 九 受験票の送付

受験者に対して、平成二十年八月二十九日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を交付します。

十 合格者の発表

合格者の受験番号を平成二十年十月三十日（木）に県庁及び県立保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証を交付し、不合格者には不合格通知を送付します。

十一 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
- 2 登録販売者試験の総合得点及び科目別得点
- 3 提供期間
- 4 合格発表の日から一か月間

提供場所

個人情報総合窓口（県庁二階）、県立保健所の特別窓口

提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十二 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 一一一内線二五七六）

岐阜保健所生活衛生課（電話〇五八 三八〇 三〇〇三）

岐阜保健所本巢・山県センター衛生健康課（電話〇五八 二六四 一一一内線三三三）

五二

西濃保健所生活衛生課（電話〇五八四 七三 一一一内線二六八）

西濃保健所揖斐センター衛生健康課（電話〇五八五 三三 一五三〇）

関保健所生活衛生課（電話〇五七五 三三 四〇一内線三五七）

関保健所郡上センター衛生健康課（電話〇五七五 六七 一一一内線三五二）

中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四 二五 三一一内線三五二）

- 東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二 二三 一一一内線三六六）
- 恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三 二六 一一一内線二五三）
- 飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七七 三三 一一一内線三三七）
- 飛騨保健所下呂センター衛生健康課（電話〇五七六 五一 三一一内線三五四）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成二十年五月二十八日から

同年十月十日まで

四 作業地域

宮庄川地域森林計画区内（高山市、飛騨市及び大野郡白川村）

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令西建築第五四号の一五 平成二〇・一・二三</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸字野部一〇九二番一</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸一一九番地の一 有限会社アイケン 代表取締役 飯 沼 満</p>
<p>同中建築第三五号の六 同 一九・一〇・一七</p>	<p>関市下有知字今宮南一六六二番一、一六六三番一、一六六四番一、一六六四番二、一六六五番一、一六六五番二、一六六六番及び一六九五番四</p>	<p>緑地、水路</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p>
<p>同中建築第四九号 同 一八・九・八 同中建築第三七号 同 一九・六・七 同中建築第三七号の七 同 二〇・二・二六</p>	<p>郡上市高鷲町鷲見字上野五二九四番一、五二九四番二、五二九五番一、五二九六番一、五三二三番一及び五三二四番一</p>	<p>道路、緑地</p>	<p>同</p>	<p>郡上市高鷲町鮎立三三二八番地 株式会社アーカイブス 代表取締役 三津橋 卓 彦</p>
<p>同東建築第六一号の二 同 一九・一一・二八</p>	<p>中津川市中津川字松田二二二六四番四四九、二二二六四番五二四、二二二六四番五二五、二二二六四番六六九、二二二六四番二二二五一及び二二二六四番二二九二</p>	<p>道路、公園</p>	<p>同</p>	<p>中津川市中津川松田二二二六四番五二五 中 村 友 行</p>

平成二十年五月二十日印刷
平成二十年五月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社